

消費税の申告について

「簡易課税申告」のみ、申告相談を受付します。本則課税申告につきましては、税務署でお願いします。
贈与税について

贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の2月1日～3月15日の間です。税務署で申告相談を受けてください。

住民税（町民税・県民税）の申告について

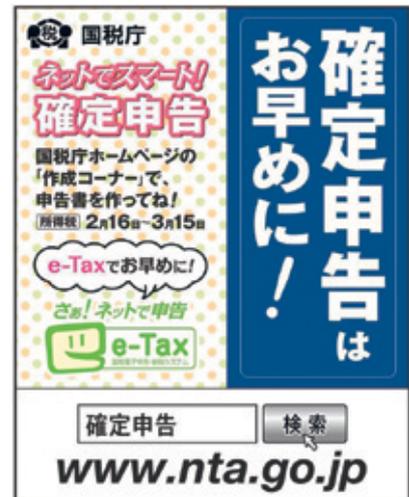
平成22年中は無所得で、平成23年度に所得証明等が必要と思われる方や町営住宅入居の18歳以上の方は必ず申告を行ってください。

申告をすることで、国民健康保険税や後期高齢者医療保険、介護保険料等の軽減になる場合がございます。

電子申告（イータックス）などを活用し自分で申告しましょう。

イータックス（国税電子申告・納税システム）を利用して所得税の確定申告をされる方は、「電子証明書」を事前に取得する必要があります。

申告期限が近づくと窓口が大変混雑するため、お早めの手続きをお勧めします。「電子証明書」の手続きは役場町民課窓口でお願いします。各出張所では手続き不可。



関税務署からのお知らせ

平成22年分の所得税・消費税の確定申告会場は、「アピセ・関」です。

開設期間

平成23年2月14日(月)から3月15日(火)

ただし土・日曜日・祝日は除く

開設時間

午前9時から午後5時

所在地

「アピセ・関」関市平和通7丁目5番地の1（右図参照）

その他

申告会場（アピセ・関）では、パソコンによる申告書作成指導を中心に行います。

開設期間中、関税務署では申告書等の作成指導を行っておりませんのでご了承ください。



確定申告書は郵送による提出も可能です。

申告書を自分で手書き作成する以外に、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」（<http://www.nta.go.jp/>）でも申告書などの作成ができます。ぜひ、ご自身で作成してみてください。

郵送の場合の宛先

〒501-3293 関市川間町2番地 関税務署 宛

お問い合わせ先

関税務署 TEL.0575-22-2233（代） 自動音声案内

国税に関する一般的な相談は「1」、税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。